

『教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ』について（平成22年度の検討状況）

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課
平成24年1月

1

1. 趣旨等

■ 趣旨

教育振興基本計画（平成20年7月1日策定）において、今後10年間を通じて“教育の質を高める”ことが目標として掲げられたことを踏まえ、重要な教育条件である学校施設に関し、教育活動をより円滑に行う観点から、その整備の在り方等について調査研究を行う。

■ 成果物について

教育活動の円滑化を推進するため、国として、設置者における取組の参考となるよう、**設置者が**国の教育振興基本計画等を踏まえ、**施設整備施策の計画※を策定する際の**基本的な考え方や手順についてまとめた“**手引書（参考資料）**”を作成する。

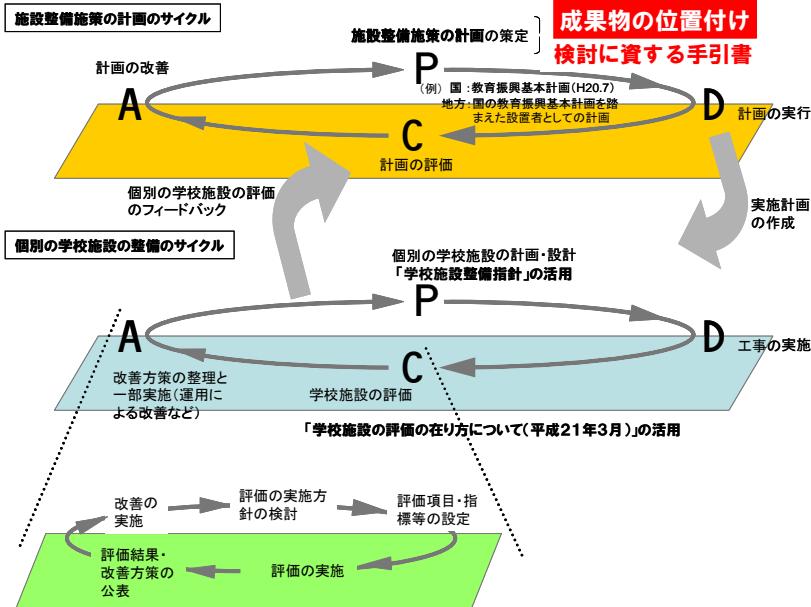
※施設整備施策の計画とは、個別の学校施設整備に関するものではなく、例えば、地方自治法に基づく総合計画や、国の教育振興基本計画を踏まえた地方の計画などに位置付けられる**学校施設全体に関する計画**のこと。

2

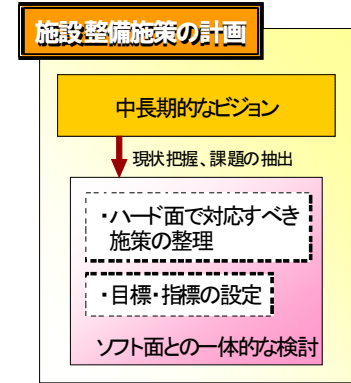
2. 検討の状況①

■ 成果物の位置付け等について

学校施設整備のフロー図(例)



施設整備施策の計画の概念図



3

2. 検討の状況②

■ 平成22年度の検討結果

報告書(素案)の構成

学校施設整備施策の計画の在り方について(仮称) (素案)

第1章 背景

第2章 施設整備施策の計画の在り方

1. 施設整備施策の計画の位置づけ
2. 学校施設整備指針等との関係
3. 施設整備施策の計画の検討について
 - (1) 中長期的なビジョンの設定
 - (2) 中長期的なビジョンに基づく現状把握・分析
 - (3) 目標・指標の設定
 - (4) 施設整備施策の計画策定の検討体制
 - (5) 施設整備施策の計画の公表についての考え方
4. 教育の質の向上と施設整備施策の関係について
5. 施設整備の目標(指標)設定に当たっての留意事項

H22年度に整理した箇所

第3章 各論

第4章 施設整備施策の計画策定プロセスの事例紹介

4

3. 検討経緯

■第1回WG（平成22年9月3日）

- ・教育活動円滑化のための学校施設整備に関する検討について
（自由討議） 等

■第2回WG（平成22年10月21日）

- ・教育活動円滑化のための学校施設整備に関する検討について
（論点の洗い出し） 等

■第3回WG（平成22年12月8日）

- ・学校施設整備施策の計画に関して、基本的な考え方等について検討 等

■第4回WG（平成23年1月26日）

- ・学校施設整備施策の計画に関して、基本的な考え方等について検討 等

学校施設整備施策の計画の在り方について(仮称) (素案)

目次

第1章 背景

1. 学校施設の現状について
 - (1) 学校施設の役割
 - (2) 学校施設の現状と課題

2. 中長期的な施設整備施策の計画について
 - (1) 国の教育振興基本計画における学校施設整備に関する主な内容
 - (2) 地方における計画の状況
 - (3) 中長期的な施設整備施策の計画の必要性

第2章 施設整備施策の計画の在り方

1. 施設整備施策の計画の位置づけ
2. 学校施設整備指針等との関係
3. 施設整備施策の計画の検討について
 - (1) 中長期的なビジョンの設定
 - (2) 中長期的なビジョンに基づく現状把握・分析
 - (3) 目標・指標の設定
 - (4) 施設整備施策の計画策定の検討体制
 - (5) 施設整備施策の計画の公表についての考え方

4. 教育の質の向上と施設整備施策の関係について
 - (1) 教育の質的向上に資する施設整備施策について

5. 施設整備の目標(指標)設定に当たっての留意事項
 - (1) 目標(指標)設定に当たり把握すべき事項(背景)
 - (2) 学びの場として視点と生活の場として視点

第3章 各論

1. 新築、改築時の目標と改修時の目標との違いについて
2. 施設整備の目標(指標)の参考例

第4章 施設整備施策の計画策定プロセスの事例紹介

今年度整理する箇所
(今回の議論の対象)

学校施設整備施策の計画の在り方について(仮称) (素案)

第1章 背景

1. 学校施設の現状について

- (1) 学校施設の役割
- (2) 学校施設の現状と課題

2. 中長期的な施設整備施策の計画について

- (1) 国の教育振興基本計画における学校施設整備に関する主な内容
- (2) 地方における計画の状況
- (3) 中長期的な施設整備施策の計画の必要性

第2章 施設整備施策の計画の在り方

1 施設整備施策の計画の位置づけ(概念図は、図1を参照)

- 本報告書は、各地方自治体が域内の学校施設全体の整備の方向性や目標等を示した計画(以下この報告書において「施設整備施策の計画」という。)について検討する際に資する基本的な考え方や留意点等を整理したものである。
- 施設整備施策の計画とは、個別の学校施設整備に関するものではなく、例えば、地方自治法に基づく総合計画(基本構想や基本計画)や、国の教育振興基本計画を踏まえた地方の計画などに位置付けられる学校施設全体に関する計画のことである。

2 学校施設整備指針等との関係

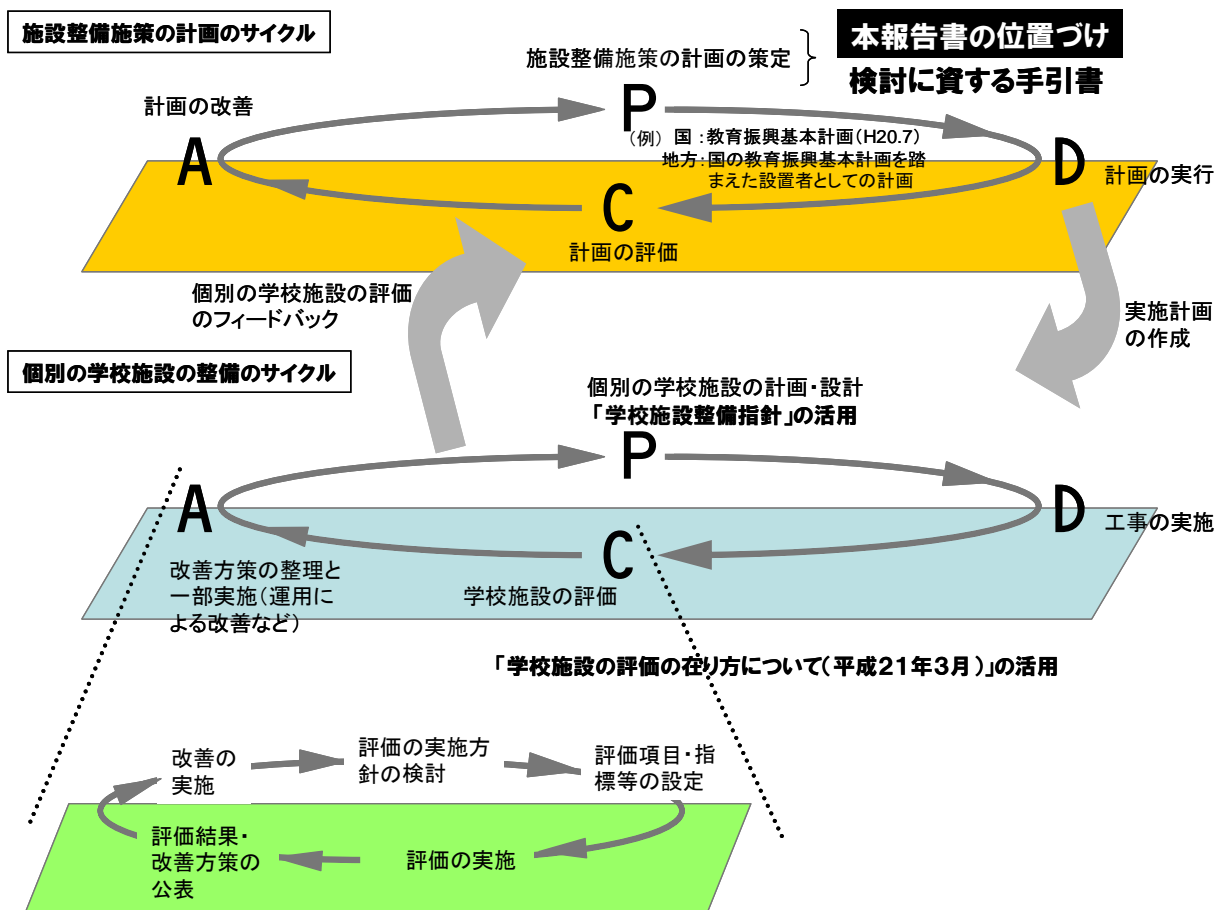
- 文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、学校施設の計画・設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」を作成している。

- 本報告書は、前述したように各地方自治体が域内の学校施設全体に関する計画を策定する際に参考となる基本的な考え方等を取りまとめたものであるのに対し、「学校施設整備指針」※¹は個別の学校施設の計画・設計を行う際に参考となる留意事項を取りまとめたものである。
- なお、平成21年3月に文部科学省において取りまとめた報告書「学校施設の評価の在り方について」※²については、学校施設を効率的・効果的に維持・改善していくための方策として、学校施設の評価に関する基本的な考え方や留意事項を示したものである。

(※1) http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm

(※2) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/03/1259234.htm

図1：学校施設整備のフロー図（例）



3. 施設整備施策の計画の検討について

(1) 中長期的なビジョンの設定（概念図は、図2を参照）

- 各地方自治体が施設整備施策の計画を検討するに当たっては、まず、地方自治体の教育の基本方針や国の方針等を踏まえ、地方自治体が目指すべき学校施設像を中長期的なビジョンとして示すことが重要である。なお、中長期的なビジョンの目標期間については、各地方自治体の総合計画や、国の教育振興基本計画を踏まえた地方の計画などに基づき決定されるものである。
- 中長期的なビジョンでは、安全面や快適面といった目標を設定しやすい分野のビジョンだけでなく、平成21年3月に文部科学省が取りまとめた「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～（最終報告）」（以下「学校施設評価の報告書」という。）において示した5分野（安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性）などを参考に、総合的に各地方自治体における学校施設のありべき姿を示すことが重要である。
- これからの学校施設は、安全性の確保はもとより、少人数指導による学習やグループ学習など学習形態の多様化、教育の情報化、学校・家庭・地域の連携協力の強化、環境負荷の軽減など近年の学校が抱える課題への対応を踏まえて検討することが望ましい。

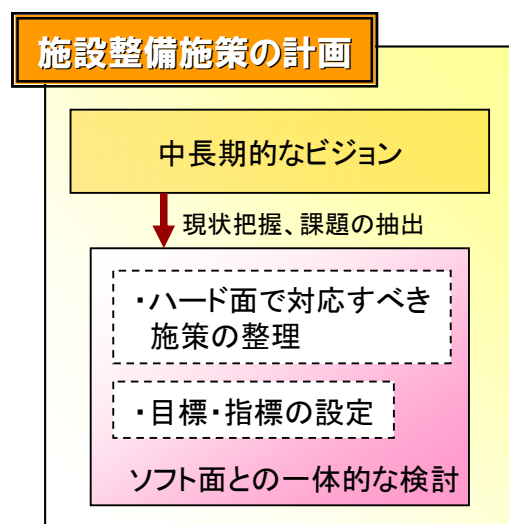
(2) 中長期的なビジョンに基づく現状把握・分析

- 中長期的なビジョンにおいて示した学校施設の姿を実現していくためには、現状の学校施設が当該ビジョンに照らしてどのような状態にあるのか施設の実態を把握する必要がある。
- 学校施設の実態を踏まえ、ハード面での課題を抽出、学校運営の工夫における解決や財政状況といった視点も含め、改善方策を検討し、真に必要な施設整備施策を整理することが重要である。

(3) 目標・指標の設定

- 施設整備施策を計画的・効率的に実行していくためには、中長期的なビジョンの目標期間内における目標・指標（目標・指標の参考例は第3章を参照）を明確に示すことが重要である。
- その際、学校施設の整備は各地方自治体の教育行政のソフト面の施策（例えば、参考1に示す施策などが考えられる）と連携しながら進めることが不可欠であることから、計画はハード面の計画のみで構成するのではなく、関連するソフト面の施策と関連づけて記述することが重要である。

図2 施設整備施策の計画の概念図



(4) 施設整備施策の計画策定の検討体制

(ソフト面の関係者等との連携)

- これまで述べてきたように、中長期的なビジョンや目標・指標の設定には、各地方自治体におけるソフト面の施策が密接に関係してくる。そのため、検討に当たっては、教育委員会や首長部局の施設担当だけでなく、ソフト面の関係者、指導主事等と連携しながら進めることが重要である。
- 学校建築関係の専門家や学校教育の専門家等の外部有識者の協力を得

ることも有効である。

(コーディネータ的な人材の必要性)

- 計画の策定に当たっては、ソフト面の目標や課題に対応したハード面の施策を提案できるコーディネータ的な人材を体制に含めることも有効である。
- コーディネータ的な人材は、必ずしも建築の専門家でなくてもよく、教育委員会等においてソフト面、ハード面両面の業務に携わった経験のある職員等においてもその役割が期待できる。
- こういった人材を個々の学校の具体的な整備計画の段階ではなく、施設整備施策の計画の策定段階においてその検討体制に含めることにより、限られたスペース、予算の中でこういった施設整備が可能であるか適切に提案がなされると考えられる。

(教職員等の視点の導入)

- 検討に当たっては、学校現場の当事者である校長等の教職員を、体制に含めることが望ましい。その際、事務職員が検討体制に加わり、教職員等から収集した要望等を教育委員会に伝えるといった仕組みも考えられる。
- 当該学校の児童生徒、教職員、保護者等の声をアンケート調査等を実施することにより把握し、取り入れることも有効である。こうすることで、地域等に理解されやすい計画になるとともに、児童生徒等に満足度の高い学校施設整備につながると考えられる。

(5) 施設整備施策の計画の公表についての考え方

- 施設整備施策の計画については、積極的に公表し、地域住民等に説明責任を果たしていくことが重要である。また、校長等の教職員にも目指すべき学校施設像を明確に示し、情報共有を図ることが重要である。
- 目標達成が財政状況等により困難になった場合等の地域住民等への説

明責任を懸念し、計画の公表に消極的になるといった声もあるが、目標を社会状況等に応じて、あるいは、定期的に見直すなどの規定を予め計画に盛り込むことで対応するなどの工夫が考えられる。

- 計画の見直しを行った際には、その改善点を公表し、情報共有を図っていくことが重要である。また、必要に応じて説明をしていくことが求められる。
- 公表の方法については、保護者や地域住民等を対象とした説明会の開催や、地方自治体のホームページ、地域の広報誌の活用等、幅広く周知されるよう配慮することが重要である。

これまでの議論を踏まえた
部分的な記述

4. 教育の質の向上と施設整備施策の関係について

(1) 教育の質的向上に資する施設整備施策について（参考例は参考1を参照（P））

- 国の教育振興基本計画（平成20年7月1日策定）において掲げられた“教育の質を高める”という目標実現のための施設整備施策として、耐震化など安全性に関する施策は、多くの地方自治体において示されている。
- しかしながら、耐震化などの安全性に関する整備を行えば教育の質が向上するということではない。質の高い教育を実現するためには、学習活動に関連する分野など、学校施設の評価報告書の中で示した5分野（安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性）において総合的に施策が展開されることが重要である。
- 学習活動に関連する施策については、理科教育環境の充実など学習指導要領への対応や、少人数教育への対応などが考えられる。
- 環境への適応性については、地球温暖化に対応するため、質的向上を図る際には、環境負荷の低減や自然との共生を考慮し、環境に配慮した学校施設（エコスクール）の整備を進めることが、特に求められている。
- 安全性に関連する施策については、耐震化はもとより機能維持・改善を含めた老朽化対策等もあることに留意する必要がある。
- 学校施設については、老朽化が深刻になっている中、環境に配慮した計画的な再生整備（改修）や適切な維持管理等が必要とされ、長寿命

化を図ることが求められる。各地方自治体においては、このことも踏まえて、施設整備施策を検討することが重要である。

- 学校施設の質的向上のためには、設置者が統一的に目標を設定し実現していくだけではなく、個々の学校が個別の目標を設定し実現していくことが重要であるということについて、設置者、学校間において共通認識をもつことも必要である。

これまでの議論を踏まえた
部分的な記述

5. 施設整備の目標（指標）設定に当たっての留意事項

（1）目標（指標）設定に当たり把握すべき事項（背景）

- 目標の設定に当たっては、各地方自治体が置かれている現状（以下に一例を示す）を把握し、適切に設定することが重要である。
 - * 前提条件としての人口動態、財政力の見通し
 - * 既存ストックの状況（学校数、分布、築年数、老朽状況、改修履歴、施設の活用状況等）
 - * 上記を踏まえた施設整備需要

（2）学びの場としての視点と生活の場としての視点

- 学習活動への適応性に関する目標については、学びの場としての多様性の確保といった視点と、生活の場としてのアメニティーの重視といった視点の2つの視点があることに留意するとともに、この2つのバランスを考慮しながら設定する必要がある。

第3章 各論

1. 新築、改築時の目標と改修時の目標との違いについて
2. 施設整備の目標（指標）の参考例

第4章 施設整備施策の計画策定プロセスの事例紹介

安全性	快適性	学習活動への適応性	環境への適応性	経済性その他
耐震化、老朽化対策、事故防止・防犯対策等	室内環境の整備、バリアフリー化	学習内容・形態等の進展への対応、情報化等	環境を考慮した整備	計画的・効率的な整備
<ul style="list-style-type: none"> ・事件・事故等から子どもの安全を確保 ・耐震化等の安全・安心な施設環境整備を支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い空間で学び、生活できるよう、教育環境の整備に取り組む ・バリアフリー化等の施設環境の整備を支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的・基本的な知識・表現力等の習得、思考力・判断力・表現力等の育成 ・教育用コンピュータ、校内LANなどのICT環境の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動を取り入れた実践的な環境教育の充実・展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>【H20年7月策定】</p> <p>国の教育振興基本計画での記述</p>	<p>基本方針</p>	<p>（例）</p> <p>一人一人の学ぶ意欲と確かな学力を高めるための推進</p>	<p>（例）</p> <p>情報教育の充実・推進</p>	<p>（例）</p> <p>環境教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・
<p>安全管理指導体制を確立し、安全教育の充実を努める</p> <p>・不審者侵入などを想定した避難訓練の実施等</p>	<p>子どもたちの学びを支える学校の教育環境の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃・美化活動の充実等 	<p>（例）</p> <p>少人数学級編制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導や習熟度別指導など多様な学習形態の配置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を生かした様々な体験活動を行う自然教室等実施 ・環境学習発表会の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>ハード面の施策</p>	<p>（例）</p> <p>防犯カメラや防犯灯等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員室からの視認性の確保 ・耐震化 ・適切な維持管理・修繕等 	<p>（例）</p> <p>少人数学級編制により不足する普通教室等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導や習熟度別指導等に対応するための多目的整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内LANの整備（普通教室等に特別情報機器をおいて活用できる等） ・太陽光発電装置・発電量表示パネルの整備 ・屋上緑化や家庭芝生化 ・屋上等の断熱化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>設置者における計画</p> <p>【例】</p>	<p>ソフト面の施策</p>	<p>（例）</p> <p>情報モラル教育の推進（情報教育支援員等の配置等）</p>	<p>（例）</p> <p>環境教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・